業務及び財産の状況に関する説明書類
2024年７月１日から2025年６月30日まで

2025年９月30日作成（公衆縦覧の開始日）
監査法人名　　ＯＡＧ監査法人
所在地　　大阪府吹田市江の木町１７－１
コンパーノビル
代表者　　代表社員　今井　基喜

一. 業務の概況

１．監査法人の目的及び沿革

（１） 監査法人の目的

① 財務書類の監査又は証明の業務
② 財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務
③ 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

（２） 監査法人の沿革

2009年５月20日　大阪府吹田市にＯＡＧ監査法人を設立
2019年７月　１日　東京都千代田区に従たる事務所を設置

２．無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれかであるかの別

無限責任監査法人

３．業務の内容

（１） 業務概要

監査証明業務（金融商品取引法監査・会社法監査及び学校法人監査等）及び非監査証明業務（監査受嘱のための短期調査、会計に関するアドバイザリー業務等）を実施しています。

（２） 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

（３） 監査証明業務の状況

2025 年６月 30 日現在
（会計年度末日）

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	5 社	5 社
② 金商法監査	0 社	0 社
③ 会社法監査	5 社	0 社
④ 学校法人監査	2 社	0 社
⑤ 労働組合監査	0 社	0 社
⑥ その他の法定監査	36 社	0 社
⑦ その他の任意監査	22 社	0 社
計	70 社	5 社

（４） 非監査証明業務の状況

会計に関するアドバイザリー業務等であります。

種別	対象会社等の数	
	総数	内大会社等の数
非監査証明業務	26 社	4 社

４．業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

（１）業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当法人は、自立、平等、信頼を法人の経営理念としています。この理念のもと、お互いに敬意をもった関係を基礎としてプロフェッショナルとして高い専門性と倫理観を保持した業務提供を通して、社会に貢献（資本市場の参加者、被監査会社、関与会社および従業員にとって満足度の高い法人となる）することを目指しています。

この経営理念を達成するため、以下の３つの行動指針に基づき行動します。

コミュニケーション： 関与先ときめ細かいコミュニケーションを図り社会の期待に応じた有効かつ効率的な業務を提供します。

クオリティ： 品質管理を優先する体制のもと、高い専門性、豊かな経験や継続的な自己研鑽に基づき、社会の期待に応じた業務を提供します。

スピード： 社会からの期待の変化に適時に対応します。

② 経営管理に関する措置

当法人は、最高意思決定機関である社員会、迅速かつ適切な法人運営意思決定を行

う理事会、これらの経営評価機関（経営・監査品質監視委員、社員報酬委員会）を設置し、組織的な法人運営を実施しています。また、組織的法人運営がなされているか、品質管理システムが規定どおりに運用されているかについて、金融機関経営経験者である独立した第三者（経営・監査品質監視委員）が評価・監督を実施する体制およびその結果を公表する仕組みを構築してその実効性を担保しています。

③ 法令遵守に関する措置

当法人及び専門要員が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に担保するために、「品質管理規程」や「審査規程」及び各種ガイドラインやマニュアル、様式等を整備・運用するとともに、専門要員に対する研修を実施しております。

また、インサイダー取引等防止規程等の法令遵守に関する規程を整備するとともに、法人内での周知、定期的な確認を実施しています。

さらに、通報窓口を設置し、法人内外から広く情報を受け付ける体制としています。

④ その他

該当事項はありません。

（２） 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人は、品質管理を行う専担者として、品質管理責任者及び複数の品質管理副責任者を社員の中から選任しています。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

当法人では、専担者の監査実務の維持・向上を図るとともに、品質管理に対する意識を監査現場により浸透させることを目的に、専担者が監査業務にも従事しています。そのため、品質管理責任者に加え、複数の品質管理副責任者を選任することにより、品質管理責任者及び品質管理副責任者が従事する監査業務の品質管理活動を監査チームから独立した立場で実施できる体制としています。

（３） 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2025 年 6 月 30 日

② 業務の品質の管理の目的

当法人は、品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に基づき、業務の品質管理を主体的に行っていくに当たり、以下の事項を目的としています。

- 監査事務所及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア．業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

（職業倫理の遵守）

当法人及び専門要員が遵守すべき職業倫理に関する規定として、「品質管理規程」にその方針及び手続を定めており、職業倫理に関する日常的なメッセージの発信や法人内研修の実施等により、「倫理規則」の遵守について周知徹底しています。

（独立性の保持）

当法人及び専門要員が遵守すべき独立性に関する規定として、「品質管理規程」にその方針及び手続を定めており、日本公認会計士協会が公表する独立性チェックリストや関与先リストに基づき、当法人の全構成員及びメンバーファームにおいて独立性に対する阻害要因が生じていないかを確認しています。

（監査責任者及び審査担当者のローテーション）

当法人は、監査業務の主要な担当者（監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者）の長期間の関与に関して、「品質管理規程」にその方針及び手続を定めています。

大会社等の監査業務においては、監査責任者及び審査担当者は 7 会計期間を超えて関与できず、インターバル期間は以下の通り定めています。

筆頭業務執行社員	5 年
その他の業務執行社員	2 年
審査担当社員	3 年

イ．業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新に関する規定として、「品質管理規程」にその方針及び手続を定めており、契約リスクの評価や当法人の受入能力等を総合的に勘案したうえで、監査契約の新規の締結については理事会において理事全員の同意により、監査契約の更新については理事全員の承認により、その可否を決定しています。

ウ．業務を担当する社員その他の者の選任

当法人は、関与先の業種、事業規模、監査リスク等とともに、業務を担当する社員その他の者の業務経験、能力、知識、既存業務の負荷等を十分に勘案し、理事会において業務執行社員、インチャージ及び審査担当社員を選任しています。

エ．人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア)社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬については、社員の品質管理業務や法人運営業務への貢献度等を踏まえ、「社員報酬規程」に基づき、社員報酬委員会において業績評価を実施し、社員会において決定しています。

(イ)社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当法人は、日本公認会計士協会が提供するオンライン研修等を利用し、必修研修項目を選定して、専門要員に必要とされる適性及び能力を維持・開発しています。また、監査業務に従事するすべての専門要員が日本公認会計士協会会則で定める必要単位を履修することを確保するため、専門要員のＣＰＤ履修状況を定期的に把握し、未達のおそれがある専門要員に対しては個別に注意喚起しています。

(ウ)その他

必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた専門要員を確保するために、専門要員の採用、教育、評価、報酬及び昇進に関する方針及び手続を「品質管理規程」に定めています。また、監査責任者は適切な能力、適性、経験及び独立性を保持し、十分な時間を確保することができる専門要員を、それぞれの監査業務に選任することとしています。

オ．業務の実施及びその審査

(ア)専門的な見解の問合せ

当法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施するための方針及び手続を「品質管理規程」及び「専門的な問い合わせ事案チェックリスト」に定めています。当該事項に直面した場合には、監査責任者及び審査担当者が検討し、必要に応じて当法人内外の適切な専門的知識及び経験を有する者等に問合せを行うこととしています。

(イ)監査上の判断の相違の解決

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査チームと審査担当者との間で、発生した監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を「品質管理規程」に定めています。なお、当該状況が解決しない限り監査報告書を発行しない方針としています。

(ウ)監査証明業務に係る審査

当法人は、原則として、すべての監査業務について審査担当者による審査を実施しています。審査担当者は、当法人の社員であって、5年以上の監査実務経験を有する者に限定し、理事会において関与先ごとに選任しています。

審査担当社員は、監査計画の策定、監査実施者が行った重要な判断や処理及び監査意見の形成を客観的に評価し、「審査規程」に基づき審査を実施しています。

(エ)監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、監査調書の不適切な変更を防止するため監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理及び監査調書の保存や廃棄に関する方針及び手続を「品質管理規程」及びその運用細則に定めています。

監査ファイルは原則として、監査報告書ごとにまとめて、電磁的に作成、記録、保管し、監査報告書日から60日以内を期限として最終的な整理を完了しています。最終的な整理が完了した監査調書については、品質管理責任者が指定した調書管理担当者が管理しており、監査チームメンバーがアクセスできない仕組みとしています。

(オ)その他

該当事項はありません。

カ．業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は、品質管理システムに関する情報の取得、生成又は利用及び監査事務所内外への適時な情報の伝達に対処するため、「品質管理規程」及び関連する規定等において、法人内外におけるコミュニケーション及び監査役等とのコミュニケーション等にかかる情報と伝達に関する方針又は手続を定めています。

非常勤職員を含む監査事務所内のコミュニケーションについては、「教育研修手順書」を定め、定期的な全体研修や委員会活動等のコミュニケーション機会を利用して実施しています。

被監査会社及びその他の外部者とのコミュニケーションについては、各種チェックリストにおいて情報伝達が必要となる事項を定め、法人所定の報告書フォーマット及び説明書類フォーマットにより実施しています。

また、外部から品質管理システムを支える信頼性の高い情報を収集するため、「通報窓口運用手順書」を定め、通報窓口及び通報窓口で受け付けた情報の流れについて規定しています。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針及び手続を「品質管理規程」に定めています。

ク．アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人は、「品質管理規程」において品質管理システムに関する最高責任者、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者、品質管理システムの特定の側面の運用に関する責任者を社員会で決定することを定めており、品質管理システムに関する最高責任者として法人の最高経営責任者（理事長）、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者として品質管理責任者（品質管理担当理事）、品質管理システムの特定の側面の運用に関する責任者として品質管理副責任者（理事社員）を選任しています。

品質管理責任者は品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負うため、品質管理システムの特定の側面（独立性に係る要求事項の遵守、モニタリング及び改善プロセス）に責任を負う品質管理副責任者を統括しながら品質管理活動をマネジメントし、活動の結果を理事会及び社員会に報告しています。

上記を踏まえ、理事長が当法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負っています。

ケ．アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、品質管理基準報告書第１号実務ガイダンス第４号「監査事務所における品質管理に関するツール」を利用し、リスクアプローチに基づく品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価を実施しています。そのうえで、品質リスクへの対応方針を定め、品質管理システムの整備及び運用を実施しています。

コ．アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は、「品質管理規程」において、品質管理システムの整備及び運用について関連性及び信頼性が高く、かつ、適時性を有する情報を提供し、不備が適時

に改善され、識別された不備に対応する適切な措置を講じるためのモニタリング及び改善プロセスを定めています。

モニタリング活動は、日常的モニタリング活動と定期的なモニタリング活動の組合せによって構成されています。

日常的モニタリング活動においては、独立性の確保や監査契約の新規の締結及び更新、監査調書の管理、情報セキュリティ体制の適切な維持等の品質管理システムの全般的な整備・運用状況を検証対象としています。

また、定期的なモニタリング活動においては、検証サイクル期間（通常３年）以内にすべての監査責任者が１度は対象となるように、完了した監査業務の検証を実施しています。

品質管理責任者は上記のモニタリングによって発見された不備の影響を評価し、必要に応じて改善を要する事項を検討し、適切な措置を講じています。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

基準日時点における品質管理システムを評価した結果、重要な不備は識別されなかったため、品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると結論づけています。

⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はありません。

（４） 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人は、特定社員制度を採用していますが、監査証明業務の意見形成および意見審査には公認会計士である社員以外は関与できない仕組みとしております。

（５） 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項（品質管理レビュー））を受けた年月

2022 年 10 月（通常レビュー）

（６） 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う理事長が、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しています。

５．公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

該当事項はありません。

６．外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

二. 社員の概況

１．社員の数

公認会計士	特定社員	合計
８人	１人	９人

２．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	法人の基本事項に係る意思決定	８人	１人	９人
理事会	法人業務の運営に係る意思決定	６人	０人	６人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
本部	大阪府吹田市江の木町１７－１コンパーノビル	４人	０人	４人	８人 (12 人)
東京事務所	東京都千代田区五番町６番地２	４人	１人	５人	10 人 (19 人)
計		８人	１人	９人	18 人 (31 人)

（注）括弧書きは、非常勤職員で外数であります。

四. 監査法人の組織の概要

組織図を添付しております。

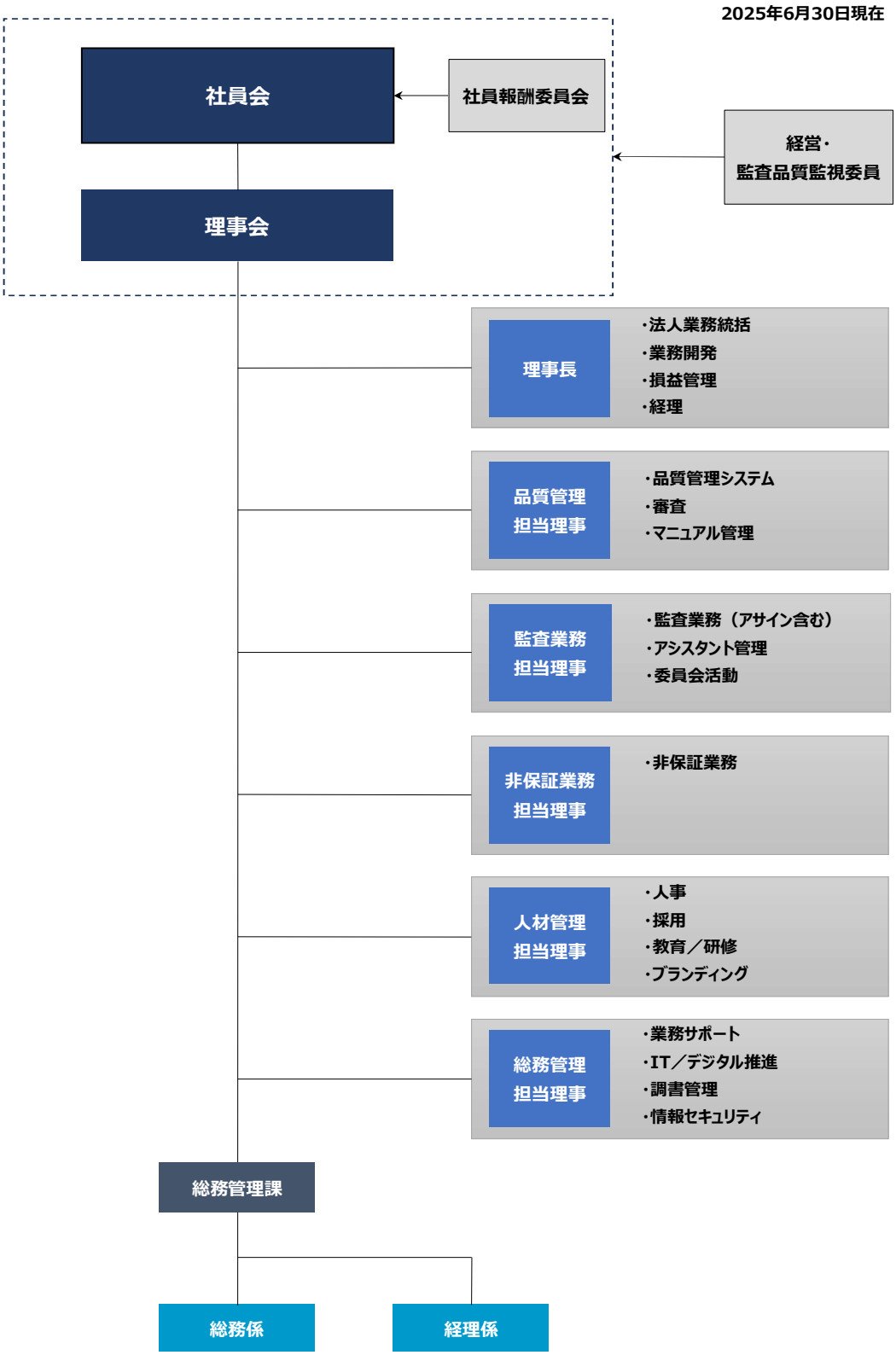

五. 財産の概況

１．売上高の総額

（単位：円）

	第 16 期	第 17 期
	2023 年７月　１日～ 2024 年６月 30 日	2024 年７月　１日～ 2025 年６月 30 日
売上高		
監査証明業務	574,587,494	578,533,668
非監査証明業務	74,265,000	139,604,000
合計	648,852,494	718,137,668

２．直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため、添付していません。

３．２．に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため、添付していません。

４．供託金等の額

無限責任監査法人のため、記載を省略します。

５．供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人のため、記載を省略します。

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

- 株式会社スリーエフ
- 株式会社イオレ
- インターライフホールディングス株式会社
- 株式会社ＳＩＧグループ
- 玉井商船株式会社